（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２７年１０月１日作成）

法　令　名	児童福祉法
根拠条項	第１８条の１８第１項
許認可等の種類	保育士の登録
法令の定め	児童福祉法第１８条の５、１８条の１８ 児童福祉法施行令第１６条 児童福祉法施行規則第６条の３０ 児童福祉法施行規則第６条の３１ 児童福祉法施行規則第６条の３２
審査基準	審査基準が法令の定めに尽くされているため。
標準処理期間	総　期　間　　５３日・~~月~~　（注：休日は含まない。　　） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
申　請　先	社会福祉法人日本保育協会 保育士登録事務処理センター（電話番号：03-5485-3150）
問い合わせ先	社会福祉法人日本保育協会（電話番号：03-5485-3150） 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係 （電話番号：011-204-5236）
備　考	（公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html）